

個人番号（マイナンバー）の確認について

個人番号欄を含む申請書類には、原則個人番号の記入が必要となりますが、被保険者が高齢者であることを鑑み、未記入でも受付いたします。

個人番号をご記入いただいた場合は、福祉介護課窓口で次のように確認しますので、ご協力願います。

1 本人が申請する場合

※（１）番号確認と、
（２）身元（実存）確認を行います。

（１）番号確認

①個人番号カードまたはその写し ②通知カードまたはその写し など

（２）身元（実存）確認

※身元（実存）確認は、1点確認か2点確認で行います。

1点確認とするもの

- ①個人番号カード
- ②運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書
- ③官公署から発行・発給された書類等で、写真の表示がされ、個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（氏名、生年月日又は住所が記載されているもの）

2点確認とするもの（①②から2つ以上）

- ①公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書
- ②官公署又は個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類等で個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（氏名、生年月日又は住所が記載されているもの）

例）介護保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証 など

2 代理人が申請する場合

- ※ (1) 代理権の確認
- (2) 代理人の身元(実存)確認
- (3) 本人の番号確認を行います。

(1) 代理権の確認

- ①任意代理人の場合・・・委任状(申請書の裏面)
- ②法定代理人の場合・・・登記事項証明書などその資格を証明する書類(成年後見人など)

(2) 代理人の身元(実存)確認

※身元(実存)確認は、1点確認か2点確認で行います。

1点確認とするもの

- ①代理人の個人番号カード、運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書
- ②官公署から発行・発給された書類等で、写真の表示がされ、個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの(氏名、生年月日又は住所が記載されているもの)

2点確認とするもの(①②から2つ以上)

- ①公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書
- ②官公署又は個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類等で個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの(氏名、生年月日又は住所が記載されているもの)

例) 介護保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証 など

(3) 本人の番号確認

- ①本人の個人番号カードまたはその写し
- ②本人の通知カードまたはその写し など



【 問合せ先 】

〒935-8686

氷見市鞍川1060番地

氷見市福祉介護課 介護保険担当

TEL 74-8066

FAX 74-8060